

# 令和7年度 みなかみ町 不妊治療費等助成事業のご案内

みなかみ町では、不妊治療または不育症治療をされたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療に要する医療費の一部を助成します。

#### 【対象者】

○法律上の婚姻関係にある不妊治療をしている夫婦

(ただし、他の法律上の配偶者がなく、事実婚に関する申立書において、生まれてくる子の 認知を行う場合はこの限りではありません。)

- ○申請日の1年以上前から、夫婦共にみなかみ町に住所を有する者 (ただし、夫婦のいずれかが単身赴任その他やむを得ないと町長が認める場合はこの限りでは ありません。)
- ○夫婦共に医療保険加入者

## 【 対象となる治療費 】

- ○不 妊 治 療:不妊治療費及び不妊治療に付随する検査費等に要する費用
- ○不育症治療:不育症の治療及び検査に要する費用
  - ※申請に係る文書作成料、胚凍結やそれに係る更新料などは助成対象となりません。

#### 【助成内容】

○助 成 額:不妊治療・不育症治療費(夫婦合計額)の2分の1(千円未満切り捨て)で、

1回30万円が上限です。

○助成回数:上限なし

## 【 申請方法 】

- ○子育て健康課に用意してある書式、あるいは町ホームページからダウンロードした書式 (申請書等)に記入し、子育て健康課窓口へ申請してください。
- 1. 必要な書類:①申請書
  - ②医療機関等受診証明書
  - ③領収書・診療報酬明細書
  - ④医療保険に加入していることが確認できる書類(夫婦両方) ※令和7年12月2日より従来の健康保険証の廃止に伴い、
    - 以下(1)~(2)のいずれかの写しを窓口で提出、またはフォームにて提出▶
    - (1) 医療保険者から交付された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」 (2) マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報(PDF)」
  - ⑤口座振込先が分かるもの
  - ⑥事実婚の場合は申立書
  - ⑦夫婦いずれかの住所が町外の場合は、町外にある者の住民票の写し、 戸籍謄本及び町税等の滞納がないことを証明する書類
  - ⑧高額医療申請に係る書類(対象者のみ)
- 2. 申請期間:1回の治療終了後3ヶ月以内
  - (3ヶ月を過ぎた場合は助成できないことがあります。)
  - ※1回の治療とは、採卵準備のための薬品投与の開始から、妊娠の確認または 医師による治療の中止に至るまでです。



問い合わせ先

みなかみ町役場 子育て健康課 こども家庭センター すくすく 電話 0278-20-2300

